

定 款

令和4年6月22日改正

デンカ株式会社

< 沿 革 >

大正 4 年 4 月 1 日 制 定

(昭和 31 年以前改正分省略)

昭和 32 年 5 月 30 日 改 正

昭和 32 年 11 月 30 日 改 正

昭和 34 年 11 月 30 日 改 正

昭和 35 年 11 月 30 日 改 正

昭和 39 年 11 月 30 日 改 正

昭和 41 年 5 月 31 日 改 正

昭和 41 年 11 月 30 日 改 正

昭和 43 年 5 月 31 日 改 正

昭和 47 年 5 月 31 日 改 正

昭和 48 年 11 月 30 日 改 正

昭和 50 年 5 月 31 日 改 正

昭和 55 年 6 月 28 日 改 正

昭和 57 年 6 月 28 日 改 正

昭和 60 年 6 月 28 日 改 正

昭和 62 年 6 月 26 日 改 正

平成 3 年 6 月 27 日 改 正

平成 6 年 6 月 29 日 改 正

平成 10 年 6 月 26 日 改 正

平成 11 年 6 月 29 日 改 正

平成 12 年 6 月 29 日 改 正

平成 14 年 6 月 27 日 改 正

平成 15 年 6 月 27 日 改 正

平成 16 年 6 月 29 日 改 正

平成 17 年 6 月 29 日 改 正

平成 18 年 6 月 29 日 改 正

平成 19 年 6 月 28 日 改 正

平成 20 年 6 月 27 日 改 正

平成 21 年 6 月 23 日 改 正

平成 27 年 6 月 19 日 改 正

平成 27 年 10 月 1 日 改 正

平成 29 年 10 月 1 日 改 正

令 和 元 年 6 月 20 日 改 正

令 和 4 年 6 月 22 日 改 正

デンカ株式会社 定款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、デンカ株式会社と称し、英文では、Denka Company Limited (略称 Denka Co., Ltd.) と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 次の製品の製造、加工及び売買
 - (1) 化学肥料及び農薬
 - (2) 電炉工業製品及び電解工業製品
 - (3) 合成樹脂・合成ゴム・工業薬品及びその他の化学工業製品
 - (4) 医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・試薬及び香料
 - (5) セメントその他の土木建築材料
 - (6) セラミックス
 - (7) 耐火材料・研磨材料・電子機器用材料・電池材料及び原子力工業用材料
 - (8) 食品添加物及び飼料・飼料添加物
- 2 石灰石その他の鉱物の採掘、加工及び売買
- 3 自家用電力事業及び電気供給事業
- 4 土木建築工事・機械設備工事及び電気計装工事の設計、監理並びに施工
- 5 化学分析その他各種分析、解析、試験及び検査並びにこれらに関する調査の受託及び技術指導
- 6 電子計算機及びその周辺機器の設計、製作、売買及び賃貸並びにこれら機器による情報処理事業
- 7 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理、再生及び再生品の売買
- 8 観光施設・スポーツ施設等の娯楽施設・宿泊施設の経営及び貸借並びに旅行業
- 9 農産物・林産物・水産物及び畜産物の栽培、養殖、飼育、加工及び売買並びに牧場の経営
- 10 園芸及び緑化・造園業
- 11 不動産の売買、貸借、管理及び仲介
- 12 倉庫業、運送事業及び運送取扱事業
- 13 有価証券の保有及び運用
- 14 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務

- 15 労働者派遣事業
- 16 前各号に関連する次の業務
 - (1) 設備等の設計、製作、施工、売買、賃貸及び技術指導
 - (2) 研究、開発、調査の受託、技術の供与及びコンサルティング
- 17 経営上必要と認める事業に対する投資
- 18 前各号に関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、2億9,000万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- 2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

第 10 条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 11 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 12 条（株式取扱規定）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条（招 集）

定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときこれを招集する。

第 14 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条（議 長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。

取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

第 16 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（定員）

当社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名以内を置く。

当社に監査等委員である取締役6名以内を置く。

第20条（選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（取締役会）

取締役会は、次に掲げる職務を行う。

- 1 重要な業務執行の決定
- 2 取締役の職務の執行の監督
- 3 代表取締役の選定及び解職
- 4 その他法令又は本定款で定める事項

第 23 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役社長各 1 名、取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 24 条（招集者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長に事故があるとき、又は取締役会長を置かないときは、予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

第 25 条（招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急を要する場合は、更にこの期間を短縮することができる。

第 26 条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 27 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、

株主総会の決議によって定める。

第 29 条（社外取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 30 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 31 条（招集者）

監査等委員会は、予め監査等委員会で定めた監査等委員がこれを招集する。但し、他の監査等委員が招集することを妨げない。

第 32 条（招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急を要する場合は、更にこの期間を短縮することができる。

第 6 章 計 算

第 33 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 34 条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 35 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をするこ

とができる。

第 36 条（除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 ヶ年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

附 則

第 160 回定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。